

# 一般社団法人 長崎県薬剤師会 総会議長及び副議長選出規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県薬剤師会定款第23条の規定に基づき、総会の議長及び副議長選出に関し必要な事項を定める。

## (選出の時期)

第2条 議長及び副議長は、新たに就任した代議員による最初の総会において選出する。

## (選出方法)

第3条 総会に出席した代議員の中から議長及び副議長を選出する。

- 2 立候補者が議長・副議長それぞれ一人の場合は、出席者の過半数の賛成により選出する。
- 3 立候補者が複数の場合は、投票により選出する。
- 4 投票により選出する場合は、単記無記名で行い、過半数の賛成を得たものを当選人とする。
- 5 過半数の賛成を満たす候補者がいない場合は、上位2名による再投票を行い選出する。

## (立候補の届出)

第4条 代議員は、正副議長の選出を行う日の15日前までに別に定める文書により、本会会长に立候補を届け出るものとする。

- 2 立候補は、議長又は副議長のいずれか一つしかできない。
- 3 届出の受付は、本会事務局の休業日を除く日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、届出が到着した日時とする。

## (届出の辞退)

第5条 候補者は、届出した直後から選出を行う総会開始時刻までの間に、届出を辞退することができる。

## (候補者の周知)

第6条 選出を行う日の10日前までに、候補者となった者についての添付書類の写しを代議員に郵送又は電磁的方法等で送付する。

## (無規定事項の処理)

第7条 本規程に定めていない事項は、会長が総会に諮って処理する。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行い、総会で報告するものとする。

## 附 則

- 1 本規程は平成25年4月1日より施行する。
- 2 本規程は平成28年11月27日より施行する。